

業 務 委 託 契 約 書

群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）
とは、第1回日越地方協力フォーラムに係る旅行手配等業務について、次のとおり委託契約
を締結する。

（委託）

第1条 甲は、第1回日越地方協力フォーラムに係る旅行手配等業務（以下「委託業務」
という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約日から令和8年2月27日（金）までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●
円）とする。

（報告及び検査）

第4条 乙は、委託期間満了時までに委託業務の履行を終了し、すみやかに委託業務に関
する実績報告書及び収支精算書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検
査を行うものとする。

（委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙の指
定する金融機関に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の
負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払
いを受けようとするときは、概算払請求書に事業計画書を添えて、甲に提出すること
ができ、甲は、適当と認めたとき、これを支払うことができる。

4 甲は、前条第2項で定める検査の結果により委託料を確定した結果、概算払いによ
り乙に交付した委託料に残額が生じたとき、又は、委託料により発生した収入がある
ときは、乙に対しその返還を命じなければならない。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第7条 乙は、別紙「第1回日越地方協力フォーラムに係る旅行手配等業務委託仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

(委託事業の変更)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(臨機の措置)

第9条 甲は、委託業務実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項により委託業務の一部を再委託するときは、乙は、再委託者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。

- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) 乙が、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (7) 乙が、その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができる。

できるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第14条 乙が、第12条第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第15条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の取扱)

第19条 乙は、委託業務実施上、個人情報を取り扱う場合、別記「群馬県個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

甲 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1
群馬県知事 山本 一太

乙 群馬県●●市●●町●一●一●
●●●●●●●●
●●●●●●●●